

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2017.4 No. 308

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 法人成のメリット・デメリットについて
 - II. ふるさと納税ワンストップ特例制度について
 - III. 改正個人情報保護法の基本とポイントについて
- § 共栄会のご案内

[今月のトピックス]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 法人成のメリット・デメリットについて

——今一度、おさらいしましょう——

個人事業主の方、特に事業拡大をしている事業主さんは節税に大いに関心がお有りであると思います。節税方法に「法人成り」とよく聞きますが、法人成りとはどういうことか、どんなメリット・デメリットがあるのかなど今一度ここで考えてみましょう。

■法人成とは

法人成りとは個人事業を行っている事業主が新たに法人を設立して個人の事業を引継がせて、個人事業は廃業することをいいます。手続上は法人を設立する場合は定款を作成したり、設立登記をしたりすることが必要で、その後個人事業の資産を法人に売却、現物出資や賃貸するといった行為が必要です。そして最後に個人事業を廃止するという手続きをとります。これらの手続きは少々複雑ですので税理士等の専門家に依頼したほうがスムーズに行くと思います。少々お金はかかりますが、法人成りすればそれ以上のメリットが享受できることが多いと思います。必ず通らなければならない手続きですので手続費用も考慮しておいて頂きたいと思います。

では、具体的に法人成りしたらどのようなメリットがあるのか主なものをみていきましょう。

■税務面のメリット

1. 所得税・法人税の税率の違いと役員報酬（給与所得控除）による節税

個人事業では売上－（仕入＋経費）－青色申告控除で算出した金額が事業所得となります。他の所得がなければその事業所得から所得控除額（社会保険料や配偶者控除等）を控除した額に税率を掛けて税額を算出し

ます。その際、税率は累進課税なので5%～45%で算出されます。一方、法人税は中小法人については年800万円以下の所得部分は19%（平成29年4月現在）、800万円超の部分は23.9%となっています。つまり所得金額が小さいうちは個人事業の方が税率は低く所得金額が大きくなると個人事業の方が税率は高くなります。また、法人成りした場合は、個人事業主は法人の社長（役員）になり、その際は役員報酬をとると思いますが、給与所得控除額を差引きした所得金額に対し所得税が発生します。

2. 退職金による節税

もう一つ個人事業と大きく変わるのは退職金に対する税制の優遇です（不相当に高額な場合は認められないこともあるので注意が必要です）。退職所得を計算する場合は届出を出せば退職所得控除が引けます。勤続20年以下の人であれば40万円×勤続年数の額が、20年超の人は800万円+70万円×（勤続年数-20年）が退職所得控除金額となります。更にその控除後の金額に1/2を掛けた額が課税対象額（分離課税）となります。例えば勤続30年で退職金が2,000万円であれば退職所得は以下のようになります。上記金額152,500円が退職金に対する所得税となります。個人事業では退職金の制度がないので廃業してもこの制度は使えません。

3. 給与所得控除による節税

個人事業主の場合、利益は個人の事業所得として課税され、利益が多くなるほど累進税率により、税負担が非常に高いものとなります。一方、法人の場合、利益を代表者の給与とすることにより、法人税が課税されず、給与所得控除により税負担が軽減できます。つまり、個人事業から法人成りして、新たに設立した会社から役員報酬をもらうようにすれば、「売上を得るために支出した通常の経費」に加えて、「給与所得者に認められた概算必要経費（給与所得控除額）」を差し引くことができるというわけです。

■経営面のメリット

法人成りのメリットは、税務面にスポットがあてられがちですが、経営面でもメリットがあります。

1. 対外的信用力の確保

個人事業者が誰でも一度はぶつかったことのある壁、それは社会的な信用でしょう。「自営業」よりも「会社の社長」というほうが、安心感を持つ方がいるのも無理からぬことです。個人事業者からは、「フリーランスだと特に新規の取引先から信頼が得にくく、事業拡大が厳しい。」というコメントや、「取引先から“法人化したら契約できるのに”と言われてしまった。」といった嘆きのコメントが上がってきています。法人の場合、家計と経営が分離され、取引先の信頼を得やすいです。

2. 融資を受けやすくなる

個人事業主だと、社会的信用の低さもあって、資金調達がしづらくなります。法人であれば、社会的信用もあるので、銀行などの理解を得やすく、資金調達がしやすくなります。

■法人成りのデメリット

法人成りにはデメリットもあります。ここでは一番大きなデメリットを紹介します。

1. 社会保険加入義務による費用の増加

個人事業主と法人では社会保険の加入要件が違います。一般的な個人事業主であれば常時5人以上を雇用する場合は社会保険の加入義務が発生します。費用は事業主と労働者が折半です。法人の場合は役員（代表取締役）一人の場合であっても加入義務が発生します。そのため事業主を含め常時雇用者が4人までの場合は個人事業は負担が少なくて済みます。但し、社会保険に加入していれば対外的な信用も増え、求人の際にも有利になるというメリットもあります。

■最後に

以上、法人成りした場合に影響が大きいとみられるものを紹介しました。法人成りした場合は設立手続きやその後の運営に手間がかかるということもありますが、節税等のメリットが大きいと思われるので所得が大きくなってきた個人事業主は是非法人成りをお考えになってはいかがでしょうか。

Ⅱ. ふるさと納税ワンストップ特例制度について

— 利用しやすくなりました —

平成20年4月の地方税法等の改正によって、その年の5月から「ふるさと納税」制度がスタートしました。それから、ふるさと納税も一般的になり、平成27年4月1日からは「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まり、より利用しやすくなりました。今回は、ふるさと納税のそもそもの意義を踏まえて、復習して、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を解説させていただきます。

■ふるさと納税の意義

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります）。例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。つまりは、ふるさと納税とは、納税とついでにありますが厳密に言うと納税ではなく、地方自治体に対する寄附金のことです。現在の住民票がある地域（住んでいる地域）に住民税を納められます。例えば、生まれも育ちも地方の方が、就職するにあたって都会に住むことになり、住民票も移した場合、現在住んでいる地域に個人住民税を納めていることになり、その個人住民税はあなたが今住んでいる地域のために使われることとなります。しかしながら、地方の人が都会に仕事を求めて流出している現代において、これでは地方はお金をかけて子供を育てたのに、その子が育ったらお金が入ってこないという構造になってしまいます。そこで、自分が住んでいない故郷、以前旅行で立ち寄ってお世話になった地域、政策に感銘を受けた地域など個人が応援したいと思う地域に寄附が出来る制度「ふるさと納税」が生まれました。特産品がもらえ

るなど注目されることが多い「ふるさと納税」ですが、政府の最重点課題である「地方創生」を推進するため、ふるさと納税の活用により、地域社会の活性化や人口減少対策を担い、地域を応援するというのが、そもそもの意義になります。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度・・・手続きが簡素化されました

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。・ワンストップ特例申請用の申請用紙、マイナンバーおよび本人を確認できる書類の写しを、ふるさと納税を行った先の自治体に送付することで、ワンストップ特例制度の申請となります。なおこの申請用紙は、寄付の都度送付する必要があります。特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です。なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。ふるさと納税先の自治体によって、申請書が異なることがありますので、ふるさと納税先の自治体にお問い合わせください。

Ⅲ. 改正個人情報保護法の基本とポイントについて

— ほぼすべての企業が適用の対象に！ —

5月30日から施行される改正個人情報保護法。保有する個人情報が少ない企業が適用除外となる制度が廃止され、ほぼ全ての企業が個人情報保護法の対象になります。同法の基礎知識やポイントについてご紹介します。

■改正個人情報保護法では中小企業も対象になる？

個人情報保護法には、保有する個人情報の数が5000人以下の事業者については適用を除外するという規定ありましたが、平成27年に成立した改正個人情報保護法でその規定が撤廃されました。改正法が施行される5月30日以降は、数の多寡にかかわらず、個人情報を取り扱っている事業者はすべて法律の適用対象になります。

■個人情報保護法はそもそもどんな法律？

個人情報保護法は大きく二つのパートに分かれます。一つは基本法の部分で、国としての個人情報保護に関

する基本理念や国と地方自治体の責務が記述されています。もうひとつは一般法の部分で、民間事業者が個人事業を取り扱う場合の義務が規定されています。また同法にはその目的について「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」と書かれており、利活用と保護のバランスを図る法律として位置づけています。よく「個人情報はビジネスに使ってはいけない」と誤解されるのですが、そんな文言はどこにも書いてありません。ビジネスで個人情報を使用することを前提として、その際に守らなければならないことを定めており、適切にビジネスに役立てられるよう使い道を後押しする内容も含まれています。

■どこからどこまでが個人情報の範囲？

個人情報の定義は、「生存する個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができるもの」です。亡くなった方については法律の対象ではありません。特定の個人を識別できるかどうかが基準となり、個別の事例ごとに個人情報かどうか判断します。その代表例は氏名や顔写真です。氏名がない情報でも、具体的な人物のことを示していると分かってしまうような情報は個人情報に該当します。

■購買履歴などの情報も個人情報になる？

単体では誰かが分からない情報でも、他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別できるようなものは個人情報になります。典型的なのは、小売店などが行う顧客会員登録です。氏名や住所、電話番号などの個人情報とは別に、購買履歴を別のファイルで管理しているケースがありますが、双方の情報を会員番号等によって簡単に照合できるのであれば、その購買履歴も個人情報として取り扱われることになります。

■改正で個人情報の対象が拡大した？

全体の範囲は変わりません。しかし、これまでは手元の情報が特定の個人を識別できる情報かどうかは、各種ガイドライン等を見て個別に判断する必要があったため、より定義を明確化するために「個人識別符号」という概念が導入されました。今後は①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号、の2種類について、政令・規則で個別に指定できるようになります。①はいわゆる生体認証情報で、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手の指の静脈、指紋・掌紋などが該当し、②についてはパスポート番号、基礎年金番号、運転免許証番号、健康保険証番号、マイナンバーなどが含まれます。



日本政策金融公庫情報コーナー

■平成 29 年度予算成立により拡充が見込まれる支援について

新創業融資制度の拡充として、「勤務経験・雇用創出」等の貸付対象要件が緩和されます。また、創業支援貸付利率特例制度の拡充として、貸付対象要件が「創業前及び創業後税務申告 2 期未済」に拡充されます。さらに、特別貸付制度の見直しとして、若者の定義が「若者：35 歳未満に」統一されました。



今月のブックマーク

統計データを調べる際、海外の情報などは IMF のホームページなどに行けばわかるケースが多いです。とはいえ、英語で書かれている場合はやはり敷居が高く感じられます。日本に関するデータについても、各省庁のホームページ等に統計情報が掲載されていますが、見方が難しいなどがあります。世界経済のネタ帳では、さまざまなデータが分かりやすい形で掲載されています。いろいろなグラフを見ていくだけでも非常に楽しいものです。

「世界経済のネタ帳」

<http://ecodb.net/>

TFG 共栄会 例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成 29 年 4 月 25 日（火） 受付 午後 4 時 20 分より
内 容： 開会挨拶 午後 5 時 00 分より午後 5 時 20 分
第一部 研究部会・研修会 午後 5 時 20 分より午後 6 時 50 分

人材力強化の方策！

— 業績向上・日本再生に向けて —

【講師】 ケント・ギルバート氏（米国弁護士、メディア出演・著書多数）

第二部 情報交換懇親会 午後 7 時 00 分より午後 8 時 30 分

会 場： ヴィアール大阪（地下鉄御堂筋線 本町駅 徒歩 2 分） 4 F ヴィアールホール

以上、詳しくは TFG 共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFG では経営管理システムの一環として国際基準の ISO にも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … Tax & Financial Group ——

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号
野村不動産四ツ橋ビル 8 F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業
必見!

平成29年度税制主要改正項目

平成29年度の税制改正では、注目を集めた「配偶者控除の見直し」が小幅なものにとどまる一方、積極的な投資を後押しする税制措置が取り込まれました。そこで、中小企業経営への影響が予想される主要な事項を挙げておきますので、今後の対応と活用の一助としてください。

■ 法人税制

1. 中小企業経営強化税制の創設

中小企業経営強化税制は、青色申告書を提出する中小企業で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から31年3月31日までの間に、生産設備を構成する一定の資産の取得をして、一定の事業のために利用を開始した場合に、即時償却と7%の税額控除(資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%)との選択適用ができるものです。平成29年3月末の生産性向上設備投資促進税制は終了しましたが、中小企業経営強化税制の創設によって、即時償却の手段が継続されることとなりました。なお、対象設備に関しては、器具備品や建物附属設備なども含まれるようになったため、製造業のみならず、小売りやサービス業など幅広い業種での利用が期待できるでしょう。

2. 所得拡大促進税制の見直し

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します(現行制度とあわせて12%)。中小企業については、現行制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します(現行制度とあわせて22%)。大企業は2%以上の賃上げが必須になったことでむしろ要件がきびしくなったので、効率的な賃上げを実施する中小企業を強気に支援する姿勢が明確に打ち出されたといえます。

■ 所得税制

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除ともに、居住者本人の合計所得金額が1,000万円以下に限定されました。また、900万円超の場合には控除額が減少します。適用に制限が設けられる一方で、配偶者特別控除については、配偶者の収入が150万円(現行105万円未満)までは、控除額が38万円となります。平成30年12月の年末調整では注意しておく必要があります。

2. 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」が創設されます(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)。現行のNISAとは選択適用となります。

■ 消費税制

1. エコカー減税の期限延長

環境性能に優れた次世代自動車の市場は、日本の自動車メーカーが先行して開発・市場投入を行っている有望な成長分野です。エコカーが一層普及し、日本の自動車産業の更なる競争力強化を実現するため、いわゆるエコカー減税が大きく見直されることになりました。燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、エコカー減税の対象範囲が平成32年度燃費基準の下で見直され、適用期限が2年延長されます。

2. 自動車取得税に係るエコカー減税の期限延長（乗用自動車の場合）

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するために、エコカー減税の対象範囲が平成32年度燃費基準の下で見直され、適用期限が2年延長されました。その実施にあたっては、適用要件が段階的に引き上げられることとなっています。

■ その他の改正

1. 取引相場のない株式の評価見直し

類似業種比準方式について、次の見直しを行います。①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加えます。②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとします。③配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1（現行は「1:3:1」）とします。

2. 登録免許税の特例の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されます。また、住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する税率の軽減措置の適用期限が平成32年3月31日まで3年延長されます。

3. 広大地評価の改正

広大地とは、その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で、都市計画法に規定する開発行為を行うとした場合に道路や公園などの公共公益的施設用地の負担が必要と認められる土地のことです。改正前は、通達に基づき広大地評価の適用可否の判定を行うが、マンション適地、公共公益的施設用地の負担が必要と認められるか等それぞれの判断基準は不明確であり、最終的には個々の土地ごとに、総合的な判断によることとされています。そのため、多くの審査請求や裁判が行われています。改正により、適用要件の明確化が図られました。また、改正前の評価方法は、地積に比例的に決まる広大地補正率により、減額する評価方法であり、路線価に対し最大65%評価が下がることとなっていました。改正後は各土地の個性に応じて形状・地積に基づき評価する方法に見直されます。